

令和４年第３回野洲市議会臨時会会議録

招集年月日 令和４年７月１３日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	１番 小菅 康子	２番 田中 陽介
	３番 石川 恵美	４番 村田 弘行
	５番 木下 伸一	６番 津村 俊二
	７番 益川 教智	８番 東郷 克己
	９番 服部 嘉雄	１０番 奥山文市郎
	１１番 山崎 有子	１２番 山本 剛
	１３番 鈴木 市朗	１４番 山崎 敦志
	１５番 橋 俊明	１６番 岩井智恵子
	１７番 稲垣 誠亮	１８番 荒川 泰宏

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	栢木 進	副 市 長	佐野 博之
教 育 長	西村 健	政策調整部長	赤坂 悦男
健康福祉部政策監 (病院整備担当)	布施 篤志	政策調整部次長	小池 秀明
総 務 部 次 長	井狩 勝	広報秘書課長	江口 智紀
総 務 課 長	山本 定亮		

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	遠藤 総一郎	事 務 局 次 長	辻 昭典
書 記	辻 義幸	書 記	井上 直樹

議事日程

諸般の報告

第１ 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議第 6 1 号及び議第 6 2 号一括上程

(専決処分につき承認を求めることについて (令和 4 年度野洲市一般
会計補正予算 (第 6 号)) 他 1 件)

提案理由説明、質疑、討論、採決

追加議事日程

第 1 決議第 3 号

(栢木進市長に対する辞職勧告決議 (案))

提出者説明、質疑、討論、採決

市長提出議案

議第 6 1 号 専決処分につき承認を求めることについて (令和 4 年度野洲市一
般会計補正予算 (第 6 号))

議第 6 2 号 野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

開会 午前 1 0 時 0 0 分

議事の経過

(開会)

○議長 (荒川泰宏君) (午前 1 0 時 0 0 分) 皆さん、こんにちは。

ただいまから令和 4 年第 3 回野洲市議会臨時議会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告に入る前に、本日、報道機関関係者が来られています。録画、録音、写真撮影等を許可しますので、申し添えておきます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 1 8 人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本臨時会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに送付の文書のとおりです。

(日程第 1)

○議長 (荒川泰宏君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定により、第 1 番、小菅康子議員、第 2 番、

田中陽介議員を指名いたします。

（日程第２）

○議長（荒川泰宏君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日１日間にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日間と決定いたしました。

（日程第３）

○議長（荒川泰宏君） 日程第３、議第６１号及び議第６２号、専決処分につき承認を求めることについて（令和４年度野洲市一般会計補正予算（第６号））他１件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

遠藤事務局長。

○議会事務局長（遠藤総一郎君） 朗読いたします。

議第６１号専決処分につき承認を求めることについて（令和４年度野洲市一般会計補正予算（第６号））。議第６２号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

栢木市長。

○市長（栢木 進君） 本日ここに、令和４年第３回野洲市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、今議会に提案いたします議案についてご説明申し上げます。

本臨時会におきましては、議案としまして、補正予算の専決処分１件、条例の改正１件の合計２件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議第６１号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

令和４年度野洲市一般会計補正予算（第６号）については、歳入歳出総額にそれぞれ４万９，０００円を追加し、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分したも

のを同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。補正の内容は、現在、係争中の損害賠償請求住民訴訟事件に対し、共同訴訟参加申出書が提出され、新たな事件となったことから、速やかに対応するため、弁護士費用を追加しました。併せて、債務負担行為の補正で当該事件に係る訴訟事務委託料を追加いたしております。

議第62号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、去る6月30日に野洲市ハラスメント対策委員会から出された答申において、私自身の言動が市長のパワーハラスメントに認定されたことから、提案させていただくものです。認定されたことについて大変重く受け止めており、またハラスメントの申出をされた幹部職員はもとより、市民をはじめ、多数の方々にご迷惑、ご心配をおかけいたしました。この場をお借りいたしまして、改めておわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

つきましては、市に対する市民の信頼を著しく失墜させることとなり、自戒措置として私自身に対する給与について、令和4年8月から10月までの3月分の給料の3割を減じる措置を講じるものであります。

なお、本条例は公布の日から施行いたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、ただいま議題となっております議第61号及び議第62号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午前10時06分 休憩）

（午前11時20分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

まず、第2番、田中陽介議員。

○2番（田中陽介君） 第2番、田中陽介です。

議第62号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

この給与の減額条例、これはパワーハラスメントの認定を受けて、自ら提案されたというものですので、市長自らにその内容の根拠とを考えを聞きたいと思います。

3点質問させていただきます。

まず、この条例にあります3か月間、そして3割の減額というのはどういった根拠、考え方で出されたものなのかということを伺います。

2点目、この件に係り、第三者委員会でおよそ168万円、これは予算ベースの数字ではありますが、おおむね最終このぐらいであろうという話を聞いております、を市の予算で取っております。パワーハラスメントの結果が出た以上、当初これを認めなかった市長の過失責任として最低でもこの費用分を処分という形で弁償すべきというふうに考えるが、いかがですか。

3点目、今回の件を謝罪し、説明される、これは当然のことであります。市長としては、この条例を出すことで、これで終わりと考えているのか。当事者はもちろん人権意識に欠ける野洲市長ということで、このまちへの多方面の影響も鑑み、今後、市長自身の行動はどのようになっていくのか、どうされるのか。

この3点をまず伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 田中議員の議案質疑の1点目、提案した報酬30%減額、3月分の根拠についてお答えをいたします。

私といたしましては、特別職、一般職も含めて、30%3か月の報酬の減額は重い処分と認識しておりますので、この処分を自らに科せようとするものでございます。

次に、2点目の第三者委員会に要した168万円は最低弁償すべきについてですが、先ほどもお答えしましたが、額の多い少ないではなく、特別職、一般職も含め、30%3か月の報酬の減額は重い処分と認識しておりますので、今回の提案とさせていただきました。

次に、3点目の今後の行動はどうなるのかとのご質問でございますが、今回の件につきまして、市民の皆様をはじめ、多くの方々に対し、ご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことについて、改めておわび申し上げます。今回提案させていただいた給与条例の改正で幕引きができるとは考えておりません。今後は、様々な課題に対し、一つひとつ根拠立て、説明を繰り返し、議論を行っていかねばならないと思っております。また、職員とのコミュニケーションを大切にし、意思疎通を図り、職員からの提言、職員の意見にしっかりと傾聴することが第一だと考えておりますので、そのように行動してまいりたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君）　まず、1点目の答えが答えにちょっとになっていないのかなと思うんですけども、この議案質疑は3回しかありませんので、もう少しともに答えていただきたいんですけども、根拠、考え方というのを聞いているので、その重い処分、重いというのは軽いがあって重いがあるんですね。当然、比較されて、重いか軽いかというわけでありまして、これ、一体何と比較されて重いと考えているのかということをお聞かせ願いたい。

例えば、長崎市の市幹部が性暴力によって逮捕された件で、市長は自分のことではないですけども、6か月50%、計455万円の給与削減という条例を出しております。そして、西東京市におきましては、不適切な事務執行があったということで、これも市長、3か月50%148万円、これも直接かどうかちょっとはつきりしませんけれども。そして栗東市の今回の債権で回収ができなかった件、これにおきましても3か月50%という処分を自ら下されております。これは直接、市長がどこまで関与したかというのは定かではありませんけれども、今回の市長の件に関しては完全に直接的市長の関与、これに対して、こうした事案よりも軽いと考えていらっしゃるというふうに考えざるを得ないんですけども、もう一度、その根拠、何に対して重いと考えておられるのかということをも1点目、お答えください。

そして、2点目です。額の多い少ないじゃないという話をされました。ただし、この168万円、市長の過失によって起こった第三者委員会の出費でございます。これをしっかりやっておかないと、またこれ、住民監査請求が起こる可能性があると思っています。これを例えば市長の責任だから、それは市長が損害賠償しなさいというような住民監査請求はあってもおかしくない。その際におきましては、また裁判費用等、そういったものも当然かかってきます。ですから、ここはしっかり、きれいに、予算的な面に関しても整理されたほうが私はいいいのではないかと思います。そういう考え、その先を見て、こうした発言をされているのか、住民監査請求等が起こった場合等の点について考えておられるのかというのを2点目、お伺いします。

そして3点目、市長のメッセージ等を出されております。ホームページにも出されております。そこにはコミュニケーション不足であったということが多々書かれておりまして、今回、今の答弁でコミュニケーションというか、政策をつくっていく過程に問題があって、それを改善していかないといけないという言葉が入りましたので、一定、その行政運営の自らの政策立案のやり方自体が問題があったということを今お認めされたのかなと思います。

すけれども、それでそういうふうに取り受けてよいのかということ、それを改善していく、もっと議論して対話してやっていくというふうにおっしゃられたという意味でいいのかということを確認します。

それに伴って、行政運営の件ですけれども、昨今、議会においてもですけれども、内部統制の話が結構出てきております。このパワハラ等にも関係してくる話で、このパワハラが起きてから非常に内部統制が強くなったという話を聞いております。これがどういう方向性を持っているのかというのは非常に大事で、例えば我々議員との接触においても、いろんな報告を上げるように求められているという話は聞いております。ですので、別に我々はバイアスのかかった情報が欲しいわけではなくて、本当の事実をしっかりと伝えていただいて、それを聞きたい。そういうのを市の職員が我々に出すことは、これは我々チェック機関ですから、それをちゃんと出してもらわないと困るわけですね。それを内部統制という、それを出すなど、そういうことにならないかというのは非常に懸念しておりますので、そういったことはない。事実は議員に伝えても大丈夫だということとはちゃんと、この先のパワハラとかにつながってくる話だと思うので、しっかりここでお約束いただきたいと思いますが、どうかということ、4点目。

以上4点、お伺いします。再質問です。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） まず、1点目でございますが、何をもって重いということでございますけれども、私は記者会見でも申し上げておりましたけど、その金額云々とかじゃなくして、私としたら、30%の3か月間の減給というのはかなり重い処分であるというふうに認識をいたしておりますので、それを自らに科したということで、根拠と言われますけど、金額の根拠、例えば何々がいくらだからこうというような感覚というか、そういう形式で根拠を持って出しているわけやなしに、本当に職員に対して申し訳ないなという気持ちでこの提案をさせていただいているということでございます。

そして、2点目は住民監査請求が起こることを想定しているのかということでございますけれども、住民監査請求を想定して反省し、またこういうものを提案させていただいているということとはございませんので、真摯に反省し、30%3か月が重いということで自分に科したということでございます。

そして、コミュニケーション不足、そして行政運営について政策立案の確立について誤っていたのではないかなというようなご質問だと思うんですけども、政策立案については、

逐次きちっと説明をした上で進めてきておりました。当初のことからのことでございまして、就任して間際というんですか、就任してまだ日が短い間での出来事が中心になってございますので、やはりコミュニケーション不足、意思疎通というのが図れてなかったのではないかなというふうに認識しております。

内部統制が強くなっている。議員が職員との接触をした場合、その報告云々というのを今お聞きしたんですが、そういうことは指示もしておりませんし、自由闊達に、もちろん議員として見たら、議員の皆さんは調査をされるということもございますので、特にそこに締めつけてどうのこうのということとはございません。安心していただけたらありがたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○２番（田中陽介君） １点目に関しては同じ答えをされたわけですがけれども、ほかの事例、先ほど私いくつか挙げさせていただきましたけれども、そういういろんなことを鑑みられたのか、ほかのことも調べられた上で、これが自分にとって今必要だと、市長個人が認められていたと、そういうことでよろしいですかというものじゃ、何度も言われていますけど、再確認します。

２点目、住民監査請求をどうこうして考えるものではないとおっしゃられますが、ということは、これで市民の皆様は一定理解いただけるだろうと、この１６８万円の出費も理解いただける、要は市の出費として理解いただけると、市長自身は確信されてこれを出されているという認識でいいのかというのを２点目。

以上、ここの２点、最後の質問とします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） １点目の同じ答えであると、いろんなことを調査した上で決定したのかというようなことでございますけども、実質、パワーハラスメントに関しての事例ではほとんど、私自体がパソコンでそういうものを調べて、そしてどれが妥当かということとはしておりません、私自身は。とにかくいろんなあれがありまして、聞いておりますと、３０％を３か月というのは重い処分だと一般職も含めて、重い処分だということを聞いた上で、まずそれを自分に科そうということで決めたということでございますので、どこどこにいくら、まあ栗東市さんの場合は栗東市長さんともお話したことがございますので、内容はお聞きしておりますけども、ちょっとまた事案というんですか、それが違う問題ではないかなというふうに思います。

2点目のこの監査請求は考えていないのかということに対しまして、168万円の支出は市民に理解してもらえるのかということでございますけども、理解していただく、いただければというふうに思うんですけども、これもこの特別職がハラスメントにおいて調査されるということが今までなかったんですね。だから、そういう規定も条例も何も、規則もない状態でしたので、第三者委員会を設置条例で議員の皆さんにお認めいただいて、設置条例をさせていただき、そして予算をそこでお認めいただいたということで進めさせていただいておりますし、何も私が勝手に進めてきたものではないという認識はいたしております。ただ、168万円の費用が確かに税金を使わせていただいたということに関しては深くおわびを申し上げ、反省をいたしておるということでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 3回終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前11時36分 休憩）

（午前11時38分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第8番、東郷克己議員。

○8番（東郷克己君） 第8番、新誠会、東郷克己でございます。

議第62号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案質疑をいたします。

1点目、議会に提出された議案概要には、「去る6月30日に野洲市ハラスメント対策委員会から出された答申により」との理由で、「市長が令和4年8月から10月までの3か月の給料の30%の減額を表明」と記載されています。ハラスメント対策委員会からの答申により減額を表明されるということは、答申を受け入れ反省して減額を申し出られたと解するが、間違いはございませんか。

2問目、ハラスメント対策委員会からの答申は、2か月にわたる慎重で詳細な調査及び審議の結果、25ページに及ぶ重厚なものとなっていますが、市長は全文をしっかりと読まれ、理解されたのかどうか伺います。

3点目、これまで様々な場面、また今朝の全員協議会での市長の挨拶において、市民や議会に向け等々、具体的にいくつかいつまれば多くの皆様にご迷惑をおかけしました、答申を重く受け止め、そして病院問題協議でコミュニケーション不足であった等、示され

て、パワハラ問題についての謝罪を行われております。繰り返しになりますが、このような場面でのご挨拶、先ほど申し上げた市議会での挨拶も含め、いずれもコミュニケーション不足や病院整備をめぐる方針についての説明が不足していたなど、答申書の「第1事案」、ボールペン投げつけに関わることのみで、あとの2つ、第4事案、第5事案については何も謝罪をされておられません。さらに、先般6日の記者会見では答申の中身についてのコメントは控えると逃げの姿勢に終始され、特に湖南メディカル・コンソーシアム加入問題については極めて不誠実な対応に徹していると私は感じております。

答申書は、市長が表明確約書提出により、同法人へ加入する認識を有していたと判断せざるを得ない、これは答申書18ページに記載されております、と明記し、その上で市長が議場で職員の答弁内容について根拠なく叱責した行為はパワーハラスメントに該当すると指摘しています。市ホームページの市長室で公開されている臨時記者会見の概要記事によれば、3月25日に行った答弁修正で述べた内容を変える意思はないとも発言をされています。パワハラ認定を受け反省と称し、減給措置を講じながら、答申書で議会での答弁訂正のポイントを否定された部分については一言のコメントもなく、また誤った答弁、間違っていた答弁を修正しようともされていません。答申書を受け反省し、減給措置を講じるということは、答申書で指摘された表明確約書提出により、法人に加入する認識を持っていたとお認めになるかどうか伺います。

4点目、答申書の第5事案の記述では、「本委員会の調査から、市長が職員に熟考の具体的相談をした形跡は見当たらない」、これは答申書20ページに記載されております、と指摘し、「市長が職員Pの答弁内容について根拠なく叱責した行為はパワーハラスメントに該当する」、同21ページ、と結論づけています。また、答申書の20から21ページにかけて記載された本年1月7日の市長室での副市長ほか関係職員らとの協議内容は、「Bブロックを含む駅前での病院整備はできない、他の候補地を検討したい」との意思表示にすぎないと記載されております。この事実は市内のコミセン7か所で行われた市民懇談会での挨拶の内容に含まれておりました「熟考の当初はBブロックでの整備も含めて検討していた」旨の内容と相容れません。答申を受け入れ謝罪し、給与減額という処分を自ら科されるという点から、この答申の部分、Bブロックを含む駅前での病院整備はできない、他の候補地を検討したいとの意思表示にすぎないという部分も認められたという認識でよいか伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 東郷議員の1点目の答申を受け入れ反省して減額を申し出られたと解するが間違いないかとのご質問は、そのとおりでございます。

2問目につきましても、全文を読ませていただいております。

3点目でございますが、法人に加入する認識を持っていたのかということでございますが、まず今回の報告書において、パワハラと認定された私の言動については、結果、職員に苦しい思いをさせ、また多くの市民の皆様にご迷惑をおかけしたものと深く反省をいたしております。しかし、その中に示されている背景等の個別の見解や判断については、その真偽についての見解を内心において有していることは事実でございます。これは私による客観的な評価であり、心情として持つことは一人格として許容されるべきことと考えております。本来、今回の当事者職員や多くの市民の心証に配慮する思いから、これらの個別の内容について、私のほうから積極的に意見を申し上げるべきでないと考えていたのですが、今回議員から具体的にお伺いいただきましたので、あえて見解を申し述べるものであることをまずご理解賜りますようお願いいたします。

申し上げますと、お伺いの件、湖南メディカル・コンソーシアムに加入する認識を有して表明確約書を提出したとされることについて、3月25日の答弁訂正の内容が虚偽でなかったという認識で今も変わっておりません。その理由は、私が当初から主張しているように、表明確約書は私自身が暴力団等でないことを加入の手続を行う前に提出したまでであり、加入の手続をしたつもりはありません。実際送付の際に、加入に当たっては別途の稟議が必要だと電話で付言した事実がございます。それを提出した6月17日の後の6月25日には病院事務部にしばらくそのまま、つまり加入手続なしにしておいてほしいと指示したことからも伺っていただけるはずでございます。したがって、表明確約書の提出によって、法人に加入するという認識は持っておらず、あくまでもそのための事前の手続として、私個人の心情に関わる書類と認識した当該表明確約書を提出したのみでございます。

なお、念のために申し上げますが、ただいまの答弁は今回の報告書を否定したり、ご製作いただいた委員会の各先生方に反論したり、異議を申し上げようとする意図では全くございません。また、当該職員や市民に対して、ご迷惑をおかけしたことをわびる気持ちに一点の曇りもございません。ただ報告書中に記載されておられるように、委員会としては、強制的な調査権限がない中、検出された限りの資料に基づいて調査されたゆえの今回のご判断であったんだなとおもなばかって申し上げているものでございます。そして、以上が

3 点目でございます。

4 点目につきましては、5 月 18 日の資料に書いておるとおり、熟考当初は本当に B いいのだろうかという観点で、比較対照にしても、もちろんそこで整備する可能性を完全にオミットすることなく検討していたということでございます。ただ私の思いは 1 月 7 日の協議の記録とされる内容のように、駅前での整備ではなく、他の候補地も検討したいというものでありました。したがって、相容れないものではございません。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8 番（東郷克己君） 再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁で、答申書の結果、その内容について、審議については内心に有しているところはあるというふうに微妙な非常に配慮の利いたご発言をしていただきました。そこでお伺いをいたします。3 月 9 日、当該第 4 事案の問題が発生した当日の部長による答弁を 3 月 25 日、最終日に議長の許可を得て、市長が 7 分強の訂正のご発言をされました。その中で訂正されなかった部分がございます。ちょっと私がまとめた文章ですので、議会の会議録の抜粋ではありますが、そのものではございません。そこはお断りをした上で紹介をさせていただきます。

議員からこの加入の事実を具体的にいつ知ったのかという質問に対して、部長は私が正確に把握したのは今年度の 1 月 31 日、これは市長と院長が別の件で面談する協議の場で、市長からその旨聞いた、加入の経緯を確認するため資料を取り寄せ、6 月の加入を確認したという答弁をされていらっしゃいます。この部分の訂正は一切されておられません。具体的にいつ知ったのかというのは加入を具体的にいつ知ったのかということを質問しているわけです。それに対する答弁が今年 1 月 31 日です。繰り返しになりますが、これは市長と院長が他の件で面談する協議の場、そしてこの答申書にもこの記述ははっきり書かれております。病院長と市長お二人の協議ではなく、病院事務部の職員が何人とは記載されておりましたが、同席する中で市長から加入の話を聞いたということがこの答申書にも認定されております。重ねて、繰り返しになりますが、この部分の答弁に対しては、市長は訂正をされていらっしゃいません。

先ほど、6 月 25 日、これは去年のことになるかと思いますが、そのままにしておくよというように指示したことをもって、加入の認識をしていなかったのが事実、その証であるというふうなことをおっしゃいましたが、一方で、今年 3 月の議会の部長からの答弁を訂正されなかったこの 1 月 31 日の発言で、この調査委員会の方も、この事実をもつ

て市長が法人にこの確約表明書でしょうか、これを提出することをもって加入するという認識を有していたと判断されたのだと私は理解しております。今年度の１月３１日のこの事実をどういうふうに解釈されるか、再質問いたします。

○議長（荒川泰宏君）　市長。

○市長（栢木　進君）　病院長と私の協議というようなというふうに言われておりますけど、これ、病院長と私と２人で協議したわけではございません。実はこれ、もう一方、第三者の方がおられまして、３人で懇談しようということで懇談をした中での話でございます。その第三者のうっすら覚えているんですけども、第三者の方からコンソーシアムの話が出まして、「野洲市はコンソーシアムに入っているんですか」というようなという問いに、「えっ、うち入っている？」というような感じで聞いた覚えはあるんですけど、そのとき、院長は「入っていません」と。「まだ入っていません」というふうに、まだかどうか、ちょっと記憶にないですけど、「入っていません」とはっきり言われました。いろんなコンソーシアムについての話、そんなに長い時間やなかったです。それで、お会いしたわけやないですから、私はコンソーシアムというのはこういうもんやという認識をしている程度の話をしたんですけど、最終的にその第三者の方も「入っていないということですね」ということで、「そういうことです」で終わっているんです。このメモというんですか、会議メモを見ましても、こういう形では書いているんですけども、確かに６月１７日ですか、日付で送ったそのときにも、先方、コンソーシアムのほうにもはっきりと市は稟議を回さないとなかなか入会はできないということを申し上げて、その暴力団でないという確約書を送らせていただいたということでございますので、あくまでもそのときは入っていないという話で終わっております。

○議長（荒川泰宏君）　東郷議員。

○８番（東郷克己君）　この１月３１日の経緯、もう一方、その第三者の方がいらっしゃった等々の内容は初めて聞く内容ですし、私たちとしては、その真偽も含め、確認のしようのないことでございます。

もう一つ言えば、３月９日の質問内容及びその答弁と３月２５日の市長からの訂正の発言については、ほかにも不自然だというか、疑問を感じるところが多々ありますが、そこはちょっとここで言う場ではないかと思しますので、それは差し控えたいと思いますが、一言、この加入問題、いわゆる独断での加入問題、そして答弁訂正の問題等については、まだすっきりと解したというわけには言えないという点は申し述べておきます。

それで、ちょっとすみません、議案の質疑に、本論に戻りますが、今、市長が私の質問に対してお答えいただいたことが、そのままそのとおり事実であるとするならば、この重く受け止めて反省をしてという言葉とともに、この部分はというのも、やはりはっきりと指摘した上で、しかしそのほかの部分について、具体的に人権侵害に当たったことに対して申し訳がないとしっかり、それは当事者の方にも市民の方々にも我々議員にもそのようにはっきりと指摘、説明をした上で、ここが申し訳なかったと今回の提案をされるべきではないのかと思います。

一般的な私の理解で申し上げれば、重く受け止めましたということは、この答申書の指摘全てを受け入れたというふうに普通の方は認識されるのではないかと思います。繰り返しになりますが、審議の部分については内心に有しておっしゃいました。それは一人格としては認められるべきだともおっしゃいました。そうであるならば、ちゃんとそういうふうに説明した上で、この部分に対して申し訳なかったと述べるべきだと思います。ちょっと繰り返して述べてしまいましたが、それに対しての見解を最後伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） ただただ、この答申書の中身全体の問題というよりも、最初に5月28日ですか、そのときの発言、そして叱責というんですか発言、そしてここの本会議が終わった終了後に出した発言等々が声を荒げてというより、叱責したということに対して深く反省をしていると。答申書はその点に関して、パワーハラであるというふうに認定をされておられますので、その認定をされている中身に関しては、先ほど来ずっと言っておりますけども、コミュニケーション不足であったし、その辺は職員との意思疎通をきちっとしておくべきではなかったかなということで重く受け止め、深く反省をしていくということでございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第7番、益川教智議員。

○7番（益川教智君） 第7番、新誠会、益川教智です。

議第62号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑させていただきます。

野洲市ハラスメント対策委員会の答申を受け、本議案ではパワーハラスメントの責任を取るとして、市長報酬3か月30%の削減、総額で約73万円の減額案が示されております。この答申についての認識をお伺いいたします。

まず1つ、今回ハラスメント対策委員会に諮問された5つの事案のうち3つの事案がハラスメントとして認定されました。このことについて市長の認識をお伺いいたします。

また、次、問2です。今回、市長自身のハラスメントの疑いについての委員会の調査費用として約168万円の支出がなされています。今回、その半分にも満たない減額案を提案しているが、この処分について重い処分であると市長ご自身は認識されているということです。何をもって重いと認識しているのか。この点については、先ほどの田中議員からの質問がありまして、そこでの整合性というところで、もし今回これで答えられたら、併せてお答えいただきたいんですが、今回、このパワーハラスメントの認定によって、野洲市のイメージが大きく失墜しました。これは市長ご自身でも述べられたところであります。現在、野洲市は高専誘致へ手を挙げておりますが、そこへの悪影響、また去年は約6億円強の寄附を頂いたふるさと納税への悪影響など、大きな影響が予想されているところでありますが、その点を踏まえても、なおこれを重い処分であると認識しているのか、その点をお尋ねいたします。

問3、答申を受けた市長の発言の中に、議会の意見もしっかりと聞くと、反対意見もしっかりと聞くと発言がありました。前回の定例会におきまして、病院事業関連議案4議案が全て否決されました。これを受けて、議員有志におきまして、市民病院整備事業を拙速に進めるべきではないとの要望書を提出いたしました。その内容としては、議会がしっかりと審議するための必要な資料として、市民懇談会並びに部次長懇談会の会議録の議会への提供、病院関連議案への反対意見なども踏まえた上で資料等を再精査、また病院長、病院事務部を含む担当部門での議論、関連部門との協議、並びに評価委員会への諮問を経た上で改めて議会に上程すべきとするものであります。答申を真摯に受け止め、議会との議論を尽くすということであれば、次回に病院関連の議案が上程される際にはこれらの要望に答えていただいた上で上程されるべきだと考えますが、市長の認識をお伺いします。

問4、答申書について栢木市長は記者会見においては、お二人の訴えを聞いた上でそう判断された、また二人が訴えた内容を調査した結果と述べ、また会派代表者会議においては、反論する場所がないと述べておられました。ハラスメント対策委員会は訴えた職員2名及び栢木市長を含む12名のヒアリングを行ったとしておりますが、栢木市長へのヒアリングはなかったということでしょうか。確認させてください。

最後、第4事案につきまして、答申書の16ページから18ページまでに関しまして、ここから湖南メディカル・コンソーシアムに係る栢木市長の答弁が虚偽であるということ

が明らかになりました。職員の発言を上書きする形での虚偽答弁であり、大変悪質であるとともに、この虚偽答弁を原因として行われた叱責がハラスメント行為であると認定されています。市長の認識をお伺いします。

以上5点です。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。再開を午後1時とします。

（午後0時07分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（栢木 進君） 益川議員の1つ目のご質問ですが、認定された事案については、その認定の事実を重く受け止めているものでございます。

2つ目のご質問でございますが、168万円は委員会としてかかった費用であり、ハラスメントの認識されたことに対する反省の意味を表したものとして30%の減額を申し出たものであり、重い処分と認識いたしております。

3つ目のご質問ですが、いただいたご要望については、目を通させていただき、内容も踏まえております。否決された議案関係の今後の取扱いについては、今回の議案の質疑にかなうことなのかなと思う節もあります。これ以上お答え申すことができないものと考えております。

4つ目のご質問ですが、私にもヒアリングはございました。

5つ目の質問ですが、虚偽であることが明らかになったとご指摘いただいておりますが、第三者委員会の報告書は、先ほど東郷議員の答弁でも申し上げましたとおりですが、報告書中に記載されておられるように、委員会としては強制的な調査権限がない中、検出された限りの資料に基づいて調査されたゆえの今回のご判断であったと整理されるものでございます。私としては、そういった制約の中で示されたご意見であるとおもなっているところでございます。しかしながら、結果として、現に職員に苦しい思いをさせ、また多くの市民の皆様にご迷惑をおかけした、その点について真摯に深く反省しているものでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） では、再質問いたします。

3つの事案がハラスメントとして認定されたことを重く受け止めているとの答弁でした

けれども、その記者会見においても、会派代表者会議等においても、一部が認定された、一部であるということを殊さら主張しておられるように聞こえますが、その点についての認識を改めてお伺いいたします。

問2に関しましては、168万円の支出がされているけれども、今回の責任、反省、自戒の念を込めてということでありますが、先ほど、問2に関しましては、野洲市のイメージの失墜から様々な悪影響が予想されるということを私はお伝えさせていただきました。この後、2時から高専に関する4市の懇談が予定されておりますが、現在、この高専誘致において、県有地としてはトップであるという評価をいただいております。これが今後ひっくり返るようなことがあれば、この市長のパワハラ認定が悪影響を及ぼしたもののという可能性もあります。また、先ほども申しましたが、ふるさと納税の件、これ6億強、昨年度ありました。これに対する悪影響というところも懸念されるところであります。もう一度、この点も踏まえた上で重い処分であるのかという点についての認識をお伺いします。

問3、3点目についてですが、病院関連議案4議案について云々のところでありますけれども、この場ではふさわしくない、答弁するにはふさわしくないということでありますが、市長はご自身で記者会見の中で、これからは議会の反対意見もしっかりと聞くとおっしゃっておられました。今回この報酬の減額、これは市長が反省されているということでこれだけの減額案が示されていますが、これが適切なのかどうか、市長が真摯に反省しておられるのかどうかという点を判断することについて、ここについてはしっかりとご回答をいただく必要があると思いますので、この点についての再答弁をお願いいたします。

4点目、ヒアリングが市長にもあったかどうかということでありますが、今、市長のほうから、しっかりとハラスメント対策委員会からヒアリングがあったということをお答えいただきました。

併せて、その問5については、ここに関しては先ほどの東郷議員への答弁でありましたように、内心としては加入したとの認識はなかったということを言っておられますが、問4、問5で関連して、本委員会、このハラスメント対策委員会は公正かつ中立の立場で客観的に調査、審議等を行い、その結果を野洲市長に答申、または回答する役割を担うとされております。

今、市長がお答えされたように、双方の当事者、職員2名、市長を含む12名からのヒアリング、また資料を集めた結果、そのような虚偽答弁であるという判断がされたということですが、先ほどちょっと飛ばしましたが、ここ大事なところですので、この答

申書について内容を読ませていただきます。この議場における市長の叱責、この第4事案のところであります。16ページから読み上げます。令和3年4月、栢木市長は野洲病院が湖南メディカル・コンソーシアムに加入する方針を立て、野洲病院事務部長である職員Qに対し、同法人担当者より説明を聞き、加入手続を進めるよう指示を出した。しかし、同年6月、職員Qが同法人より業務内容の説明を受け、福山秀直野洲病院長（以下福山病院長という）及び野洲病院事務部において検討したところ、湖南メディカル・コンソーシアムへの加入は野洲病院の事業運営方針に相容れず、問題が多く加入すべきでないとの判断に至った。同年6月25日、職員Qは栢木市長に対し、湖南メディカル・コンソーシアムとの協議経過と同法人に加入の必要性を感じないという病院側の意見を伝えるメールを送信し、栢木市長は職員Qに対し、しばらくそのままにしておくようにと加入手続を進めることを保留するよう指示を出した。しかし、職員Qの上記メールに先立つ同月17日、栢木市長は湖南メディカル・コンソーシアムに対し、所管部の稟議を経ず、野洲市役所内における何らの決裁行為もしないまま、同日付表明確約書と題する書面に署名し、個人印を押印して提出しており、同法人はそれを加入申込みの意思表示として受け付け、理事会の承認決議を経た上、同法人のホームページにおいて参加法人として野洲病院の名称を掲載したと記載されております。

ちょっと中略しますがけれども、17ページ、本委員会における栢木市長の弁明によれば、職員Qを叱責した理由について、自らが所管部の稟議も経ず、独断で同法人への加入申込みをしたという職員Qの答弁が事実と反する内容であるということ、また野洲病院の整備場所について栢木市長と対立する関係にある益川議員に職員Qが同法人の加入問題を、情報を提供したことの2点であり、叱責は適正な指導であると主張しているということがあります。

つまり、ここでは、一方当事者だけではなく、栢木市長の言い分もしっかり聞いた上で、お互いの意見をしっかりと聞いた上で、栢木市長が議会で虚偽の答弁をされたということがこの答弁書により明らかになっているということになります。

今後、真摯に反省し、再発防止を言うのであれば、今回の原因を究明して、どういう事実が認定され、どのような行為がハラスメントと判定されたのか、そこの分析をしっかりとしないと真摯な反省、また再発防止ということもかないませんし、ここでしっかり原因を究明しないと、それは市長に対する不信感につながり、将来に対して、これからの市政運営に対して大きな禍根を残すことになります。市長はこの市政運営については、将来に

禍根を残さないそのための病院の場所である、また市政運営であるということを言っておられました。その点を踏まえた上で、この虚偽答弁についての認識を改めてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 記者会見等々で一部認められたということを言っているがその認識をというふうに言われますが、一部認定されたというのは事実でございますので、事実をそのままに申し上げていることでございます。

2 問目が自戒の念を持って云々ということであるさと納税や高専誘致に対して何か影響があるのかというご質問ですけれども、今回の件と高専、ふるさと納税に直接因果関係があるとは私は思っておりませんので、市長としてそういうハラスメントをしたと認定されたことに対しては、本当に申し訳ないという反省をいたしておることでございますので、直接、高専選定の中にそういう要件が入るものではないというふうに考えております。

3 点目の議会の意見を聞くという、云々と言われましたですけれども、3 番目の問いはこれ、議案質疑ですので、この議案に対しての質疑ではないという意味でお答えできないとか、これ以上のお答えは差し控えさせていただくという意味で申し上げております。

4 番目と5 番目を併せたものですが、双方のヒアリングは当然されましたが、特にその内容について「こうですか、ああですか」というヒアリングではございませんでした。委員会から、内容につきましては申し上げるわけにはいきませんが、そのようなヒアリングではなかったというふうに思っておりますし、適正にされたものというふうに思っております。だから、答申書についての個々の説明は控えさせていただきたいと思います。虚偽答弁と申されますけれども、もう既に3月25日にこのコンソーシアムに関しましては、答弁修正をさせていただいておりますので、そのとおりでございますので、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後1時13分 休憩）

（午後1時15分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

益川議員。

○7 番（益川教智君） 今回、5つの事案について3つの事案がハラスメントとして認定された。このことについては、一部というのは事実であるというのが市長の認識であろう

かと思いますが、この5つの事案のうち、確かにその一部が認定されました。ただ、2つの事実は、これはパワハラではなかったと言われているわけではありません。その具体的な事実があったのかなかったのか判断できないから、パワハラかどうか分かりませんということをおっしゃられるのであって、具体的な事実が認定された3つの事案に関しては、全てパワーハラスメントであると認定されているんですね。ですので、何か話を聞いていると2勝3敗かな、1つ負け越しかないという認識をされているかのように聞こえるんですが、決してそうではなく、1つでも認められるべきではない、そういうことが起こってはいけないハラスメント事案が3つも認定されてしまったという認識で私はあるんですけども、その点について、市長の認識をもう一度伺いいたします。

今の答弁の中で、今回のヒアリングが内容についてのヒアリングではなかったということをおっしゃられましたが、ハラスメント認定するに当たっては、繰り返しになりますが、どのような事実が認定され、そのうちのどのような行為がハラスメントに該当するのかという当てはめをしなければ、ハラスメントとの認定はされません。今回の対策委員会ではしっかりとそのような形で具体的事実を認定し、そのうちのこの行為がハラスメントに当たるといったような形で認定をしておられると私は認識していますが、市長の認識ではそうではないとおっしゃるんですか。その点も、もう一点伺いいたします。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 5事案あった中で、5件ハラスメントの対象があったということで3点認められて2点が認められなかったというか、パワハラには当たらなかったのではないかとということで、5案のうち3案件がされたということが重要なことではないのかというふうなご質問だというふうに思いますけども、私は何も2案であろうが、5案の中で1つでも、やはりハラスメントの嫌疑があると言われたら、やっぱりそれは同じように数の問題ではなく、重く受け止めるというのは変わりはありません。ただ一部認められたということは事実でもう言われていますので、そういうふうに申し上げているわけでございます。

そして、もう一つのことですけども、内容についてではなくというようなあれで、益川議員はこの答申書の中、先ほどの質問ですけど、私の中では答申書の中で1つでも2点でも3点でもこうしてお認めになられて、その内容は読ませていただいているわけですから、そういう意味で認定されたのだという認識は持っておりますし、それに対して深く反省を

しているということでございますので、私が認定されたことに対して不服がある不服がないとかいう問題ではなく、純粹に内容についてではなくという意味はそういう意味も踏まえてのことでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第17番、稲垣誠亮議員。

○17番（稲垣誠亮君） それでは、議第62号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、市長及び副市長に対して議案質疑させていただきますので、よろしくお願いします。

野洲市ハラスメント対策委員会による先日の答申書の事実認定の前提として、市長の地位の優越性について述べられています。以下、6問質疑させていただきます。

1点目は、答申においては組織の序列において、特別職である市長が一般職との関係で上位であり、圧倒的な優越性を有することは明らかであるとする前提で出されています。栢木市長におかれましては、職員に対して圧倒的な優越性があると認識されたことはあるのでしょうか。1点目、お伺いしたいと思います。

2点目は、副市長は野洲市一般職員に対して、同じく圧倒的な優越性があると認識されていることがあるのか、お伺いいたします。

3点目は、栢木市長は答申の中にあるように、圧倒的な優越性を前提として、一般職職員に立ち振る舞われた意識があらわれるのかどうか、お伺いしたいと思います。

4点目は、副市長にお尋ね申し上げます。副市長はまだ野洲市に着任されまして期間はないと思いますが、野洲市副市長として、同様に圧倒的な優越性を前提として、一般職職員に立ち振る舞った経験があるのか、お伺いいたします。

次も副市長にお伺いいたします。副市長は民間職員時代、滋賀県庁職員時代、政策意思形成過程等において、副市長のキャリアからして、上席や県特別職との間で意見が異なることも当然多くあったと推論いたしますが、相手と真剣に向き合い、議論が白熱してしまうと、ある程度強い言葉を受けることも当然あったのではないかと思います、どのようにお考えか、お伺いいたします。

最後は、当職は栢木市長とは同期で当選させていただきまして、特別職である市議会議員として、過日ではありますが、同じ会派で行動を共にしてまいりました。その際、一番身近な一般職を考えますと、議会事務局職員ということになります。また、市役所一般職に対して、優越的地位を意識されたり、それを基に立ち振る舞われたことはあるのか、私

から見て、同じ会派で見て、そのように私は感じたことが過去に一度もありませんでしたので、ただ念のために今回答申も出ていますので、お伺いできればと思います。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） ただいま扱っております議案質疑については、議第62号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を扱っております。その範囲の中で回答を求めます。

市長。

○市長（栢木 進君） 私から稲垣議員のご質問に対しましては、1問目、3問目、6問目をここで答弁させていただきます。

まず1問目、圧倒的な優越性があるのかというご質問でございますが、圧倒的な優越性については、相手によって感じ方も異なりますが、一定、立場として優越性はございますが、認識した上で職員の意見等を聞くように接しております。

3問目、先ほどもお答えいたしました、優越性は認識した上で職員の意見を聞き、接しておりました。

6問目でございます。議員時代でございますが、議員時代においては、優越的地位を認識した立ち振る舞いを行ったことはございません。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） お答えします。

まず、2点目の優越性についてのご質問でございます。市長との立場は異なりますが、特別職として一定の立場での優越性はあると認識しており、その認識の上での行動が必要であると考えてございます。

次、4点目のご質問でございます。私も4月の就任以来、副市長としての立場を十分に認識した上で職員間、さらには市長と職員との間のつなぎ役として行動してきたところでございます。

最後に、5点目の議論が白熱してしまうとある程度強い言葉を受けることが当然あったと思うがそれに対してどのように考えるかのご質問でございますが、当然そのようなこともございますが、これにつきましては、政策協議の中で真剣に向き合った議論の中ではなかったかなと思っており、お互いの立場をそれぞれ尊重してのことではないかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） それでは、2回目の質疑をさせていただきます。

まずは、市長に再度質問をさせていただきます。

圧倒的ということは意識されたことがないと、一定、その優越性ということは、一般論として恐らく意識されているのかなというふうに思うんですが、今回の2人の職員の方々には一定、直接謝罪等は行ってはいただいたのでしょうか。まず1点目、伺いたします。

私、今、3期目になりまして、10年目にはなるんですが、私はもう圧倒的というものに感じたことはないんです。優越性というもの自体も私は感じたことがなくて、逆に市長、同じ会派で、最初行動を共にさせていただいていて、私が一般職の方と接しているのもよくお見受けされていたと思うんですけど、少なくとも僕は対等であるというふうに思っていて、自分のほうが優越的な振る舞いやそういう認識は持ったことはなくて、逆に職員の方から強く叱責されることもありまして、ただそれは私は基本的に年長者の方の意見というのは大事にしないといけないと思っていますし、いろいろと何分注意されなくなったらよく学校とかで終わりと言いますが、いろいろ指摘されることは大事だとは思っているんで、私は特に社会通念上、多少きつく言われても甘受すべきことなのかなとは思ってはいたんですが、何を言いたいかというと、市長が先ほどの政策立案過程において真剣に向き合われた結果、やっぱり言葉の表現とかで多少、少しきつくなってしまって、職員の方が傷つかれてしまったこと、ここにご本人がそう申告、言われているわけですから、そのように感じられたのかなと思うので、ここは十分反省、今後その発言のほうはコミュニケーションをしっかりと取っていただいて、特に今回、病院整備の職員の方からの申告ですので、今まで以上にいろいろと考えて、職員と接していただければ、病院整備はさらに私は今後も前進していくと思うのですが、今の2点、聞きましたかね。

あとすみません。最後に、副市長にちょっと1点伺いたします。調査の審議結果が今回出されていますが、この審議結果は全てをそのまま受け入れるといいますか、大きく3つ、審議結果の中でハラスメント事案の発生防止に向けた対策で3つ出されていますが、これは今まで1回目の質疑で繰り返していましたが、圧倒的な優越性という前提に今回のほうがつくられていると思うんですけど、これについては、そのまま結果について額面どおり全てを受け入れるのか、ある程度庁内協議等を経て、どのように対処していくか

考えられていくのか、そこをちょっとお答えいただけたらと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） まず、私のほうからお答えさせていただきます。

お二人の職員さんに対して、直接、謝罪をしたかというご質問ですけれども、謝罪をさせていただきました。

そして、2点目でございますけれども、真剣に向き合った結果で語気が強くなったと、これに、今後この発言には注意をしてくれというようなことでございますが、私も確かに真剣に向き合って話をした中で、語気が強くなった部分もございます。本当に深く反省をいたしております。今後このようなことがないように十分注意をして接していきたいというふうに考えております。

私からは以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） ご質問のほうが発生防止に向けた3つの提言についての市としての対応方針かと思います。

まず、1点目の行為規範を成文化するという部分につきましては、他の自治体でも事例が今ないということで委員からもおっしゃっておりますので、一定、研究をした上で慎重に対応していきたいと思っております。

2点目の協議経過を記録化すること、これにつきましては、当然、どこまで記録するかという問題がございますので、職員の方としっかり実情に合った形でできるように内部的に検討を進めてまいりたいと思います。

3点目の外部相談窓口につきましては、可能な限りできるだけ早急に、前向きに対応していきたいと、このような形で考えてございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） じゃ、最後の質問をさせていただきます。

対象の職員さんにはきちんと誠意ある謝罪をしていただいたというふうにお伺いしました。ただ、今後、そうは言っても市長ですので、市長、権威はきっちり持っていただきつつ、該当職員さんとは仲直りしていただいて、今後市政に邁進していただきたいと思うのですが、その決意のほどをまずは1点、市長にお伺いします。

あと、最後は副市長にお伺いしたいんですけど、先ほどから繰り返し述べている答申書

の中で、圧倒的なという言葉が何回も出てくるんですけど、この優越性ということだけであれば、私、理解はするんですが、圧倒的なというのはどのようなところから答申に入ってきたのか。その圧倒的ということ由市として認められるのか。私は、一般論としてですが、優越性はあるとは思っていますが、圧倒的というところまであるのかなと疑問に思うところがありまして、その点、副市長の見識をお伺いできればと思います。

あと、最後の審議結果の外部相談窓口の設置についてなんですが、私も、先ほど3期目で今10年なんですが、一般職の方との間で、例えば法的解釈とかが相違するようなことが多々あったんです。このようなときは、私、大体、有識者の方、法的解釈の場合は弁護士さんになると思うんですが、弁護士さんの見解を添えて、一般職の方と議論をするんですけど、ただ相互に平行線の場合はどうしても私も議論が白熱すると熱くなってくるとは思うんですが、そのときに熱くなるをもって、私も一応特別職ではありますので、それはパワハラだと一方的に言われてしまうということはすごく怖いことではあると思うんです。なので、せっかくこの窓口をつくられるのであれば、そのあたり、公平性なところを担保するような形で設置されるのであれば設けていただきたいんですが、そこも副市長、お願いします。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 幹部職員2人とおわびをさせていただいたきのことでございますが、今、こういう時期ですので、握手まではできなかったんですけどもグータッチで、申し訳なかったと、今後とも市のため、市民のために一緒に共によりしく願いますというようなことでお願いをさせていただいて、今後頑張りましょうという、返事は向こうは言葉はなかったんですけど、私としたら、そういう気持ちでさせていただきました。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 副市長。

○副市長（佐野博之君） 再質問に係る2点のご質問にお答えをします。

まず、圧倒的なという部分の解釈でございます。答申書の11ページに書かれていますのは、組織の序列において、市長が一般職との関係で上位にあり圧倒的な優位性を有することは明らかですと、これ以上の記述がないものですから、圧倒的なという部分での解釈については、これ以上分かりかねる、答申案における認識について分かりかねるところでございまして、人によってその認識の差はあるのかなと思っております。

2点目の外部相談窓口の設置につきまして、公平性を担保できるような仕組みづくりということだと思うんですけども、恐らく手続、仕組み、そういったものをきっちりと決めることで公平性を担保していくという形の検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

○17番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第61号及び議第62号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第61号及び議第62号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております議第61号及び議第62号について討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。再開を午後3時45分といたします。

（午後1時41分 休憩）

（午後3時45分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、発言を許します。

議第62号について、第15番、橋俊明議員。

○15番（橋 俊明君） 第15番、新誠会、橋俊明でございます。

ただいま案件となっております議第62号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、原案に対しまして、反対の立場で討論いたします。

野洲市ハラスメント対策委員会の答申を受け、本議案ではパワーハラスメントの責任を取るとして、市長の報酬3か月30%削減、総額で約73万円の減額案が示されております。パワーハラスメントは個人としての尊厳や人格を不当に傷つけるなど、人権に関わる決して許されない行為であります。今回のハラスメントの認定により、野洲市のイメージ

の失墜は不可避であり、そこから派生する様々な悪影響が予想されます。さらに、答申書により、栢木市長の湖南メディカル・コンソーシアムの加入に係る一連の答弁が虚偽であることが明らかになりました。市政についての議論を尽くすべき議場において虚偽の答弁が繰り返されたことは、議会として看過できるものではありません。

なお、ここまでの質疑等で明らかになったように、市長自らのハラスメントを調査する委員会の費用が１６８万円支出されておりますが、今回の提案では市長報酬からその約７３万円の減額となっております。

市長は自らこの処分を重い処分であるとしていますが、パワーハラスメントという人権侵害行為であること、市に対して有形無形の悪影響が予想されること、さらに既に市が支出した金額に対してその半分にも満たない減額であるということなどを鑑みて、到底、重い処分であることは認められません。本議案について賛成するということは、この処分が重い処分であるということを追認するということになり、議会として断じて認めることはできません。議員の皆さん、我々の人権感覚が問われております。

以上、原案に対する反対討論といたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第２番、田中陽介議員。

○２番（田中陽介君） 第２番、田中陽介です。

議第６２号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、原案に対して反対の討論をいたします。

先ほど、議案質疑で市長は内部の協議もされず、事例も深く調べることはなく、誰か分からない人に３０％３か月が重いかどうかを確認しただけでこれを提案されているということが分かりました。この発言においては、本当にこの事案、これを真摯に考えての対応とはとても私には思えません。今回質疑で明らかになったように、このパワーハラスメントに認定されてしまった以上、潔い対応が求められると私は思います。最低でも、第三者委員会の実費弁償分の相当の処分、これはしっかりとやらないことには、また住民訴訟、こうした案件が生まれてくることが懸念されます。そして、パワハラを生んでしまったこの行政運営、そしていろんな地域の方や全国のニュース等で与えた野洲市への大きな影響、そうしたものに対する責任を取っていただくことが望ましいと考えます。

「今日火をつけてこい。今日火をつけて捕まってこい、おまえ。燃やしてしまえ。ふざけんな。行ってきて燃やしてこい、おまえ。建物損害賠償を個人で負え。」これ、皆さん、ご存じでしょうか。これはかつて明石の泉市長が職員に言い放った暴言の音声の書き起こ

しであります。これが表に出て、泉市長は3日後に辞職を表明されました。結果としては、この泉氏、出直し選挙という形で翌月に市長選挙がまた起こってしまうという逆風の中でも当選され、またその後の選挙では無投票として当選されております。そして、今も活躍されておりますけれども、やはりしっかりと市民の信任を得ること、そしてそれをバックボーンとして行動する。市長というのは非常に大きな権限、責任がございますので、やはりこうしたことをしっかりとけじめをつけて、そしてもう一度スタートするということが必要かと思えます。

市長は前の山仲市長、これは独裁的であったと、自分は声を聞いていくというふうに出選後も発言されておりましたし、風通しのよい明るい職場になってきたと、そういうような話も議会でもされていたと思います。しかしながら、その結果が今の状況を招いておまして、これは完全にブーメラン、自分に返ってきている状況であります。また、答申書で明らかになった議会答弁、そして幹部の答弁との食い違い、その事実関係、今回第三者委員会によって明らかにされました。どの資料があったのか、まだ公開はされておませんが、そうした第三者がそこまで書くというのは相当の証拠がないとできないと思います。また、そうした内容についてもまだはっきりとした疑いが晴れているわけではありません。

よって、やはり職員からの信頼、そして市民からの信任の回復に当たっては、この条例案の内容ではとても満たせるものではないと私は考えますので、もう一度よく考えていただいて、また提出されるなり何なりの行動をされたらいいのかなと思っています。

以上、反対の討論といたします。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第61号及び議第62号の採決における可否同数の取扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めています。起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第61号及び議第62号の採決における可否同数の取扱いについて、起立しない者は反対みなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行うことに決しました。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

議第 6 1 号専決処分につき承認を求めることについて（令和 4 年度野洲市一般会計補正予算（第 6 号））は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 6 1 号は原案のとおり承認されました。

次に、議第 6 2 号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第 6 2 号は原案のとおり可決されました。

次に、益川教智議員から、決議第 3 号栢木進市長に対する辞職勧告決議（案）が提出されています。

お諮りいたします。

決議第 3 号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、決議第 3 号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、議題とすることに決しました。

なお、決議書案はタブレットに送付しておきましたので、ご確認願います。

（追加日程第 1）

○議長（荒川泰宏君） 追加日程第 1、決議第 3 号栢木進市長に対する辞職勧告決議（案）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

第 7 番、益川教智議員。

○7 番（益川教智君） 第 7 番、新誠会、益川教智です。

決議第 3 号栢木進市長に対する辞職勧告決議（案）につきまして、賛同いただいた議員を代表いたしまして、提案理由を説明いたします。

野洲市幹部職員 2 名から、栢木市長によるパワーハラスメントの疑いについて訴えがあり、野洲市ハラスメント対策委員会が設置され、その調査の結果、ハラスメント行為が認

定されました。答申の中でも指摘されているとおり、パワーハラスメントは組織にとって多くの悪影響を及ぼすおそれがある大きな問題であります。そして、何よりも個人としての尊厳や人格を不当に傷つけるなど、人権に関わる決して許されない行為であります。人権尊重のまちを宣言する野洲市において、行政の長たる市長によるパワーハラスメントが認定されたことは極めて遺憾であります。今回のパワーハラスメントは、本来、人権施策を推進すべき立場にある市長自身の人権意識の希薄さに端を発する人権侵害であり、市政を監視する使命を担う議会といたしまして、到底看過することもできない重大な問題であります。

さらに、答申書により、栢木市長の湖南メディカル・コンソーシアムの加入に係る一連の答弁が虚偽であることが明らかになりました。この点、市長は第1回定例会最終日において、あえて加入の認識はなかった旨の虚偽の答弁訂正を行うとともに、第2回定例会においても、虚偽答弁を繰り返すに至っており、このような自らにとって不都合な事実を隠すような態度は極めて悪質であると言わざるを得ません。ましてや、それが市政について議論を尽くすべきこの議場において行われたことは遺憾の極みであり、議会との信頼関係は地に落ちたものと言わざるを得ません。

また、市長は今回の責任を取るとして3か月にわたる報酬30%の減額を提案しておりますが、これは金額に換算すると約73万円となります。しかし、今回のパワーハラスメントでは市長自らのハラスメント行為を調査するための第三者委員会の設置費用約168万円の支出がなされるとともに、それに伴う市職員の経費が発生しております。さらに、野洲市のイメージの失墜から派生する有形無形の悪影響が予想されます。今回のパワーハラスメントの責任を取るということであれば、少なくとも可視化できる経費である第三者委員会の設置費用約168万円については、市長自らが負担を申し出るべきものでありますが、今回の提案はその半分にも満たしていませんでした。

また、6月30日に答申を受けてからようやく開催されました7月6日の記者会見の様子がインターネット上にノーカットで上げられております。また、この概要については、市のホームページにも上がっております。そこでは、どのような事実が認定、評価されたのかということについて説明することを避け、ただ「ハラスメントとして認定されたことを反省している」という発言に終始するのみでありました。これは先ほどに行われた議案質疑でも同様の態度でありました。今回のハラスメント行為について真摯に反省し、今後の再発を防止しようとするれば、どのような事実がハラスメントと認定されたのかという検

証は避けては通れませんが、先ほどのような姿勢では真摯な反省、また再発防止は到底望むべくもありません。

以上のことから、市政を監視する使命を担う議会として、今回、市長が行ったパワーハラスメントが極めて重大な人権侵害行為であること、議場において繰り返された虚偽答弁により議会との信頼関係が崩壊したこと、さらに市長が提案している責任の取り方や答申後の対応から、ハラスメント行為という人権侵害に対する責任に真摯に向き合っているとは認められないことから、もはや行政の長であり続けることはふさわしくないと考え、よって、直ちに市長の職を辞するべきであると勧告するため、本決議案を提出するものであります。

政策についての是非はそれぞれあるかと思いますが、これは、人権について我々議会がどのような対応をするかということが問われています。議員の皆さんの賢明なご判断をお願いして、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、ただいま議題となっております決議第3号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後4時02分 休憩）

（午後4時08分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第17番、稲垣誠亮議員。

○17番（稲垣誠亮君） 創政会、稲垣誠亮です。

益川議員の発議決議による栢木進市長に対する辞職勧告決議案に対して、2点、簡潔に質疑をさせていただきます。

提案理由説明の中で、もはや行政の長であり続けることはふさわしくないと考える。よって、直ちに市長の職を辞するべきであるとの説明をいただきました。それに従って、2点、質疑させていただきます。

益川議員は、現職市長を否認されました。仮に栢木市長が辞職されることになった場合、政治的混乱についてどのように考えておられるのでしょうか。混乱と比較しても、今回上程する必要があると考えた根拠についてお伺いいたします。

2点目は、辞職勧告決議案を上程する以上、辞職後50日以内に市長選挙が行われるわけであり、代わりの市長候補予定者を既にある程度考える必要があると、私見ではありますが、当職は認識しています。益川議員におかれましては、想定されているのか、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 稲垣議員からの質疑をいただきましたので、答弁させていただきます。

まず1点目、現職市長を否認され、仮に栢木市長が辞職されたことになった場合の政治的混乱についてどのように考えておられるでしょうか。混乱と比較しても上程する必要があると考えた根拠についてお伺いいたします。これに関しては、先ほどもお話しさせていただきましたが、今回、人権侵害行為、また議会における虚偽答弁ということがありまして、そもそも今回、仮に辞職されることになった場合、その原因となった行為は市長自身のパワーハラスメント行為、これが明らかになったことによる政治的混乱であると考えます。よって、この人権侵害行為、また先ほどの虚偽答弁、並びに先ほども説明させていただきました答申後の市長の対応等々を鑑みても、この人権侵害行為に対して真摯に受け止め、そして再発防止に努めるというような姿勢であると認められませんかというところをもって、私は市長足り得ないということを今回辞職勧告案の中で説明させていただきました。

この点について反問いたします。先ほど、私はこの人権侵害行為、また虚偽答弁、答申後の対応が問題であるということを辞職勧告案で述べましたが、この二元代表制において、議会がそのことを見過ごしてもいいと稲垣議員はお考えなのか、この点についての認識をお伺いいたします。

2点目、辞職勧告決議案を上程する以上、辞職後50日以内に市長選挙が行われるわけであり、代わりの市長候補予定者を既にある程度考える必要があると、私見ではあるが、質疑者は認識している、提案者におかれましては、想定されているのかお伺いしますということについて、答弁させていただきます。

ご存じのとおり、今回辞職勧告案は可決されたとしても、法的効果は発生いたしません。4分の3以上の可決であれば別でしょうけど。ただし、今回、先ほどから繰り返しになりますが、この人権侵害行為について、我々議会が何も意見を述べなくていいのか、そのままでいいのか、この問題を看過していいのかということで、私は辞職勧告を出させてい

ただいております。

質問に関しましては、50日以内に行われるわけであり、もしそうなった場合は、それはそれぞれの市民の方がこの方を立てたいということで出馬され、それが民意によっての方が市長になるかというのを判断される、それが民主主義の原則だと思いますので、現在、私は誰が出るのかとかそういうことに関しては想定しておりません。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） ただいまの反問に対し、私から申し上げます。ただいまの質問に当たり、反問ということでございますが、根拠質問の趣旨、内容、背景、根拠を明確にするための内容を考慮して、稲垣議員、回答を求めます。

○17番（稲垣誠亮君） 益川議員、答弁ありがとうございました。

まずは最初に、先ほど益川議員が反問として議会が見逃していいのかといったところからちょっとまずはお答えさせていただくと同時に、再質疑もさせていただきたいと思います。ゆっくり行きます。

まず、議会が見逃していいのかということを益川議員からご指摘は受けたんですが、私、6月30日に認定されていることは、私は大変重大なことでないと認識しています。これによって、全国的に各種報道がなされております。ただ、市長への批判はさておき、市長のご家族、お子様やお孫様に対する人権侵害等も深刻であるというふうに聞いております。現状、社会的制裁は私はもう十分に受けていらっしゃるのではないかなと、私はまず認識しております。まずは、益川議員から反問されましたけど、それに対してお答えします。

再質問させていただきたいんですけど、議会が見逃していいのかということは、つまり益川議員はある程度の政治的混乱はやむを得ないとお認めになった上で、それ以上にこの人権侵害のほうが重大であるというふうに、要は政治的混乱よりも議会が見逃してはいけないというほうが上位に来るという、そういう回答だったのかなというふうに思ったんですが、そこは違っていたら教えてください。

あと、2点目の再質問なんですけど、こちらがちょっと一番重要になってくるかなとは思いますが、益川議員、先ほど可決しても法的拘束力がないというふうに発言なされました。辞職勧告決議案を上程しておいて、可決しても法的拘束力がないということを前提に答弁されるのは極めてちょっと不適切かなと私は思うんです。なおかつ、仮に辞職されると50日以内に市長選挙が行われるわけですが、それぞれの市民の方が考えることというのは、私見ではありますが、少し無責任なところがあるのではないかなと思います。

最低限、辞職勧告決議案を出される以上は、僕は50日ですから、市長候補予定者がある程度立てるなり、例えば益川議員ご自身が立つぐらいの覚悟がないと出してはいけないものなのかなと、もう繰り返し、私見にはなりますけど、思うんですが、その点で少し不適當だと思うんですが、その点、再度、答弁を求めたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後4時20分 休憩）

（午後4時21分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

益川議員。

○7番（益川教智君） 稲垣議員からの再質問にお答えいたします。

今回の辞職、仮に辞職されたことによる政治的混乱と人権侵害、どちらが大事か考慮した結果、あなたは辞職勧告案を出されたのかという再質問だったと思いますけれども、最初の私の答弁は、もしその政治的混乱が起きたのであれば、それはもともと何に端を発するものであったのか、原因はどこにあったのかと考えていただくと、繰り返しになりますが、もともと栢木市長のパワーハラスメント行為から、もし仮に稲垣議員が懸念される政治的混乱が起こるのであれば、もともとの原因はそこにあったんだと思います。

私の反問に対して答弁いただきましたけれども、改めてお尋ねいたしますが、稲垣議員としましては、今回のこの人権侵害行為、並びに議会における虚偽答弁、答申後の対応については、辞職には値しない、人権侵害行為等と含めて鑑みたときに辞職には値しない行為であるというふうな認識をお持ちなのかということについて、改めて反問させていただきます。

もう一つですね。辞職勧告決議は最終的に出されるのであれば、次を考えるべきだということであったかと思いますが、繰り返しになりますが、可決されたとしても、これは法的効果を発生するものではないというのは繰り返しのお答えになります。

なお、もし私が不信任決議案を出した場合でしたら、稲垣議員の質問というか、ご主張は一定ご理解はできますが、あくまでも今回辞職勧告ということで、議会としての過半数をもってノーという意見を出すべきであるということから、出させていただいておりますので、その点、ご理解いただければと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） ただいまの質疑に対し、益川議員から回答が出ました。

なお、益川議員から反問をされましたが、反問の内容は質問の趣旨を尋ねるという内容のものでなく、これは討論となっておりますので、それは認めないこととします。

稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 益川議員、答弁ありがとうございました。

最後の発言をさせていただきます。

まず最初に、再質疑からさせていただきたいと思います。

先ほど不信任決議であれば理解できると益川議員の口から発言がありましたが、ということであれば、辞職勧告決議案の意味がないですね。イコール僕は理解できるということは、辞職勧告決議案は法的拘束力がないから辞職後のことを考えなくてもいいんだというような、そういう趣旨に理解できましたので、益川議員の発言によって、辞職勧告決議案の本市議会における重要性というものが大きく毀損した、低下したと思うので、私は、やはり辞職勧告決議案というのは法的拘束力はないものの、私は不信任案決議に相対的にイコールになるものではないのかなと思いますので、その点、益川議員、私の私見ではありますけども、再度、答弁いただけたらと思います、最後にね。

あとは、すみません、益川議員から先ほど、何でしたっけ、あと冒頭最初に聞かれたことありましたね。何を言われましたっけ。もういいですか。

益川議員、今回、栢木市長が辞職に相当するか、相当する行為であるのかないのか、原因をつくったのが、もともと市長であるという、ご主張いただいたんですが、虚偽答弁ということに主張はされているんですけど、私の認識では意図的な虚偽答弁ではなくて、錯誤によるものであると、私の認識は基本的に思っております。

取りあえず再質問としては、先ほどの最初の辞職勧告と不信任決議の相対性の問題について、私は意見申し上げましたので、そこについて再度、益川議員の見識をお伺いできればと思います。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 稲垣議員の再々質問にお答えいたします前に、先ほど最後のところで、虚偽答弁については錯誤であるということ、稲垣議員の私見であるというところですけれども、今回のハラスメント対策委員会は双方の当事者から話を聞き、また資料を集め、公平、また中立、客観的な立場から判断されたものだとは私は認識しております。ですので、そこで認められたことに関しては錯誤ではなく、虚偽の答弁を栢木市長がその認識を持ってされていたというように私は認識しております。

辞職勧告と不信任決議案に関しては、先ほどもお答えさせていただいたかと思うんですけども、改めまして、今回のハラスメント行為に対して、議会として、その総意としてノーを示すために今回の辞職勧告決議（案）を提出させていただいております。そういう意味でご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております決議第３号については、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、決議第３号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております決議第３号について討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後４時３２分 休憩）

（午後４時３９分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

まず、第１０番、奥山文市郎議員。

○１０番（奥山文市郎君） 第１０番、創政会、奥山文市郎でございます。

最初に、去る７月８日、凶弾によりまして、尊い命を落とされました安倍元首相に対しまして、哀悼の誠をささげたいと存じます。

それでは、決議第３号栢木進市長に対する辞職勧告決議（案）に対しまして、反対する立場で討論させていただきます。

今回の栢木市長が当事者として関わった市幹部職員に対してのパワーハラスメントについては、市が設置された第三者委員会の報告書のとおり、市を監視する立場である議会としても、一部の認定事実や市の最高責任者としての反省すべき点を真摯に受け止めたいと基本的に考えた上で発言したいと存じます。

まず、市政を預かる市長の今回の不適切行為への責任に対し、先ほど可決されました議

第62号野洲市長等の給与及び施設に関する条例の一部改正において、給料の30%を3か月減給するという大変重い処分を自ら提案され、多くの議員の賛同を得られました。このことによりまして、市のトップとしての社会通念上の適正なみそぎを済まされたものと認識しております。このパワハラ事案発生に至った経過や背景など、議員経験が浅く、またその法的な専門家ではありませんが、私の市役所や研修センターでの勤務経験、並びに民間企業経験と照らし合わせて、自分なりに考察した思いの一端を述べさせていただきます。

まずもって、この背景には長年にわたって未解決であった病院整備問題があります。今から約2年ほど前に、駅前病院建設反対という大きな民意を得て当選された栢木市長が、実際に市の執行部側に入って、その民意の具現化に苦しまれ、一部の市幹部職員との確執もあり、結果として二転三転する事態となりました。これは私がさきの定例会で一般質問させていただいたとおり、内部統制、いわゆるガバナンスが十分に機能していなかったことから派生したものであると考えております。市職員、特に部長級である幹部職員は地方自治法上、地方公務員上、市長の補助者であると私は認識していますが、こと病院整備に対して、市長に背いた行動があったことは非常に残念であり、民意への背任であったかとも考えております。パワハラ発生に至るまでに、内部の行政処分、いわゆる職務命令違反に問うべき事案であったかと推測しております。

また、今回パワハラ認定され、このことがテレビや新聞等で全国にネガティブなニュースとして流れ、野洲市のイメージを大きく損ねる事態となったことも事実であります。この意味では、市民も被害者であると言えるかもしれません。栢木市長におかれましても、家に帰れば一市民、一家庭人であります。このニュースが流されたことで、家族までもが精神的苦痛を味わうこととなったものではないかと胸中察するところでもあります。

今、市政は非常に混迷しています。先月から、市内7学区で開催されました新病院整備に係る市民懇談会では、懸案である病院を駅前以外で早く建設し、もっとほかの山積している市政の課題解決に取り組んでほしいという市民の声も多くありました。さらには、先ほど、中座されていかれました県立高専誘致や国道8号線バイパスや湖南幹線道路等のインフラ整備など、市の司令塔である市長不在では市政がもっと停滞し、機能不全を起こし、都市間競争にさらに埋没することは容易に想像できます。

栢木市長におかれましては、繰り返しになりますが、今回の給料減額といった市政執行上のけじめをしっかりとつけられ、人権尊重のトップリーダー、そして率先垂範者として、

今後の様々なまちづくりに邁進されるとともに、市民念願の市民病院建設を早期に実現され、市政を前に進めていただきたいと切に願っております。

最後になりましたが、この決議案につきましては、栢木市長と政治信条を異にしない数名の議員から提案されたことは、市長と志を同じくする私としても驚きであり、非常に残念であることを付け加えさせていただき、反対討論とさせていただきます。議員の皆様方、どうかご賛同をよろしくお願い申し上げます。

訂正させていただきます。先ほど、「議第62号野洲市長等の給与及び施設」と言いましたけれども、間違いでありまして、「野洲市長等の給与及び旅費に関する条例」ということでありますので、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第1番、小菅康子議員。

○1番（小菅康子君） 第1番、小菅康子です。

私は、決議第3号栢木進市長に対する辞職勧告決議（案）に賛成の立場で討論をさせていただきます。

1点目は、本決議案にも書かれていますが、今回の市長によるパワーハラスメントは何よりも個人としての尊厳や人格を不当に傷つけるもので、人権に関わる許されない行為であります。人権尊重のまちを宣言するこの野洲市において、市行政の最高責任者である市長のパワハラ行為は極めて遺憾であり、深刻な事態と言わなければなりません。市長は自らの給与を3か月30%減額をこの臨時議会に提案されましたが、このような対応で事足りるとの認識は事の重大性を認識されていないと思われます。

この件では、先ほどの議案質疑でも、市長は今回のパワハラ行為に対して謝罪と反省、給与の減額を行うとされていますが、しかし、先ほどの議案質疑でもそうですが、去る7月6日、この問題で記者会見をされていますが、この中で記者の方の質問で、第三者委員会の答申書の内容についてどのように思うかの問いに、市長はコメントを控えるとされました。その後も何回ともなく記者の方が同様の質問をしましたが、ノーコメントを繰り返すばかりでした。記者からは、個々の行為について説明しないなら、本当に反省をしているのか分からないではないかと指摘されています。まさにそのとおりでありまして、これでは市長自身は第三者委員会が認定したから謝罪はするが、自分自身は正式に認めていないと判断せざるを得ません。これは市長の言われる内心の問題というものではありません。事実の問題であります。このような姿勢で今後の市政運営に当たるとなれば、市行政運営が民主的に改善されるのか、保障がありません。

２点目には、栢木市長が引き続き市長として職責を担うことが市民本位の市政、民主的な市政を進めることができるのかどうかであります。これは市長自身、市長に就任以来の行政姿勢に起因するものです。これまでの行政運営は市民の声を真摯に聞くことなく、また職員に対しても意見や提案に誠実に耳を傾けることもせず、独断と専行で市の行政を混乱させてきました。市長就任直後には議会にも諮らず、実施設計委託契約の凍結と解除、その後においても病院建設地について方針を二転三転させてきました。

また、決議案にも指摘されていますように、湖南メディカル・コンソーシアムの加入問題では市長の答弁が虚偽であることが明らかになりました。

さらに加えて、今年１月に駅前Ｂブロックでの建設を熟考するとして凍結され、５月には熟考を解いて、温水プール跡地に建設するという方策案を明らかにされました。この中で、熟考の視点について市長は、駅前が課題や問題点があったとして、駅前に新病院を整備する議論以外を許さない政策の下、職員は矮小な発想にとどまっていたとしています。しかし、Ｂブロックで建設を進めるとしてきたのは市長ご自身です。にもかかわらず、二転三転、混乱させてきたのは市長自身であり、これを職員に責任転嫁することはあり得ないことであります。

このように、独断専行で民主的な市政運営をも否定する政治姿勢であります。私は、その政治姿勢の延長が今回のパワハラ行為として、起こるべくして起こったものと考えます。私は、市長自身の政治姿勢、何よりも市民の信頼を失墜させたことを考えた場合、これ以上、市政を担当、継続されることは困難であると考えます。よって、本決議は市民と市議会の意思を反映するものとして賛成するものです。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） お諮りします。

本日の会議時間は、会議規則第９条第１項の規定により、午後５時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第９条第２項の規定により、本日の会議時間を延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

引き続き、次に、第１７番、稲垣誠亮議員。

○ 17 番（稲垣誠亮君） 創政会、稲垣でございます。

栢木進市長に対する辞職勧告決議（案）について、反対の立場から討論いたします。

本件提案理由の趣旨となっているパワーハラスメントですが、6月30日に認定されていることは大変重大なことであると認識しています。職員の2人が傷つけられたことは重大なことであります。当然のことながら、市長は該当職員に謝罪をなされ、真摯に向き合うことを本日も述べられました。そして、反省され、その結果、減額上程は賛成多数で議会の総意で可決されました。

（「議会の総意」の声あり）

○ 17 番（稲垣誠亮君） 失礼。議会の総意ということは取り消します。

賛成多数で可決されました。そして、今回の認定により、全国的に各種報道が行われ、先ほども述べましたが、市長への批判は当然とは言いませんが、責任の一端はあるのできておき、市長の家族、お子さんやお孫さんに対する人権侵害が行われていることは深刻であると考えます。現状、社会的制裁は十分に市長は受けておられ、また前定例会においては、懸念であった選挙公約違反についてもお認めになられ、謝罪がなされました。今は信頼回復に努めておられる過程であります。仮に辞職勧告決議（案）のような審判を求めるのであれば、約2年後の市長選挙において仰ぐのが妥当であると考えます。

さらに、本件は問責決議ではなく、辞職勧告決議となっています。本決議案の発議者の答弁をお伺いしましたが、責任を議会として問うことが趣旨のようですので、辞職勧告決議とはせずに問責決議でよかったのではないかと考えます。

6月12日から7月5日の市民懇談会も無事終了し、市民病院の新たな整備場所として総合体育館横が広く市民に告知され、採決の前提条件が整いつつあることは前進であると考えます。この時期、市長が辞職するようなことがあれば、政治的混乱は避けられません。現職市長を否認する以上、代わりの市長候補予定者を立てる想定を行っていくことは大前提であると考えます。今回の本原案に対する賛成討論を聞いていましたが、誰からも候補者を考えていずに、辞職勧告決議（案）が出されていることは大変残念でありました。そういう現状を考えますと、市の最高責任者である市長の辞職を求めることは、市民に理解されないと考えます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第8番、東郷克己議員。

○8番（東郷克己君） 第8番、新誠会、東郷克己でございます。

決議第3号栢木進市長に対する辞職勧告決議（案）に賛成の立場から討論を申し上げます。

まず、討論を申し上げる前に、先ほどの反対討論において看過できない発言がございましたので、まずそこを述べさせていただきます。

内部統制、ガバナンスに対して、何か市長の言うことを職員はがんじがらめに言うことを聞かねばならないかのような発言でございました。今まで内部統制、ガバナンスに問題があったのだとすれば、それはひとえに長たる市長の責任であると思います。分かりやすい例で言えば、プロ野球等で選手がごたごたして結果が残せなければ、責任を取るのは選手ではなく、監督です。当たり前のことだと思います。そしてまた、この内部統制をしっかりとせよというようなご発言は、先ほど市長ご自身が、これからはコミュニケーションをしっかりとって、職員とも相互理解を深めてやっていくとおっしゃった発言とも相容れないと思います。この指摘した発言はパワハラ問題にさらにパワハラで強硬に権力でもって言うことを聞かせるようなニュアンスで、私には響きましたので、指摘させていただきました。

さて、議案質疑でも明らかになりましたように、パワハラの認定及びその経緯、またこれをまとめたハラスメント対策委員会答申書の内容に対する市長の態度は極めて不誠実であります。仮に市長の議案質疑の答弁が真実であるとしても、その答申書の内容について、真偽について内心いろんな思いがあるというようなご発言がありましたが、しかしそれを含めて、重く受け止めるのであれば、はっきりとこの部分は認めがたい、そして一方で深く反省したという部分に対して、心からの謝罪と、そして処分を提案されるべきでありました。これを曖昧にして、事例で申し上げれば、第4事案、第5事案の内容については、一言のコメントもなく、記者会見でも答えず、ただ、これからはコミュニケーションを密にして大事にしてやっていくとのコメントで、処分案を提案されたことは真の問題を隠しているとした私には受け取れません。このような内容で提案されたその処分、先ほど可決はされましたが、こうした提案をされている以上、我々は市長の席にふさわしくないと考えております。

なお、同じく反対討論で市長が辞任されたその混乱をどうするんだというふうな言及がありましたが、私が判断するに、このまま栢木市長がその職にとどまるほうが、より混乱すると判断するからこそ辞職を勧告する決議に賛成をしております。議員各位それぞれこの問題を深く受け止め、ご判断をくださいますことをお願い申し上げ、賛成討論といたします。

ます。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております決議第３号の採決における可否同数の取扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めています。起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、決議第３号の採決における可否同数の取扱いについて、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行うことに決しました。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

決議第３号栢木進市長に対する辞職勧告決議（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、決議第３号は否決されました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（栢木 進君） 令和４年第３回野洲市議会臨時会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

本臨時会におきまして提案いたしました、野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、これをお認めいただきました。この処分を真摯に受け止めさせていただきます。市民の皆様、議員の皆様をはじめ、多くの方々に対し、私の一連の言動によりご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことについて、改めておわびを申し上げます。今後は、市民の信頼を回復するため、職員とのコミュニケーションをより一層大切にし、力を合わせ、市民の福祉の向上と市の発展のため鋭意取り組んでまいります。

また、決議案につきましては、否決という結果でありました。これまでも申し上げてお

りますとおり、私は病院の整備をはじめ、様々な課題について、市民の皆さんから負託を受けて、市長に就任させていただいたわけですから、この解決に向け尽力することでその職責を果たしてまいりたいと思っております。

最後に、議員の皆様には、まだまだ厳しい暑さが続く中、健康には十分ご留意をいただき、引き続き市の発展のために一層のご活躍をいただきますことを心からご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、令和４年第３回野洲市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。（午後５時０８分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

令和4年7月13日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 小菅康子

署名議員 田中陽介